

秘

ブルトニウム等に関する米政府申入の件

(仮訳)

第一九一〇

アメリカ合衆国大使館は日本国外務省に敬意を表し、一九五五年十一月十四日ワシントンで調印された日本国政府と合衆国政府との間の原子力の平和利用に関する協力協定に言及するの光榮を有します。外務省で御承知の通り、右の協定は合衆国原子力委員会が、日本国政府に対し、研究用原子炉操作のための最初の燃料及び代替用の燃料として、且つこれに関連して合意された実験用として、最大限三〇%まで濃縮されたウランウーム一二三五を六キログラム貸することを規定しております。

最近数ヶ月来、合衆国政府は、この研究用原子炉協定の条文を改訂して、日本の選ばれた科学者にグラム単位の高度に濃縮されたウーム一二三五、ブルトニウム及びウーム二三三をも含む原子力平和利用研究計画に関連する有益な材料を入手する機会を与えるようにしたならば、好都合であることとすることを益々痛感して来ております。従つて

合衆国政府は現在交渉中の総ての協定に平和利用のためのこの種材料の譲渡について規定する新条文を挿入するよう措置しております。日米両国政府間の協力協定はこの種条文を有しないので合衆国政府は日本政府でこのような条文が必要又は望ましいと認められる場合は、何時でも協定改訂交渉開始の下相談を行う用意があります。

協力協定が改訂されるとすれば、合衆国政府はこの際、この協定に基づいて渡される情報及び材料使用に関する当事者双方の責任を明確にする字句を追加しては如何と考えております。目下交渉中の総ての協定にこれ等の事項についての規定が含まれております。

東京

アメリカ大使館

一九五六年五月二九日

c114-012-004